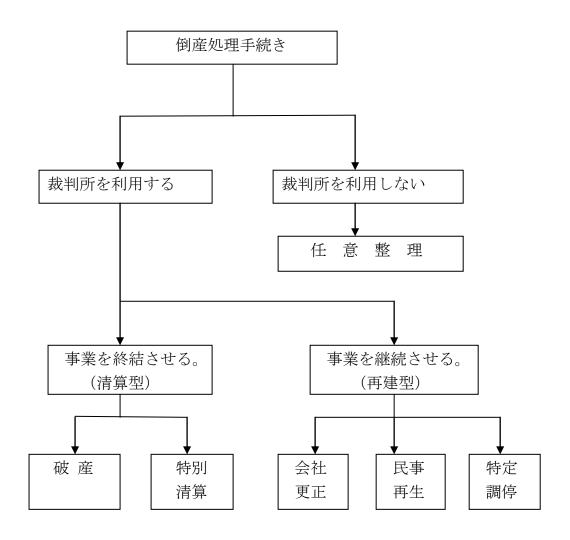
1 倒産処理の種類

- ・倒産手続きは、裁判所を通した法的手続きと、裁判所を通さない私的手続 きに分けられます。
- ・法的手続きと私的手続きはそれぞれ、会社や事業者を立ち直らせることを 目的とした再建型の手続きと、最終的には消滅させることを目的とした清 算型の手続きに分かれます。
- ・なお、裁判所によらない方法としては任意整理があり、これは再建型としても清算型としても、どちらにも利用可能な方法です。



・事業を消滅させる、いわゆる「清算型」の倒産手続きは、破産法に基づく「破産」と商法上の「特別清算」の二つに分かれます。

種 類	法 律	特 徴
破産	破産法	・対象は法人、個人・申立権者は、債務者、債権者、取締役、理事等・裁判所が選任する管財人が破産者の総財産(破産財団)を換金し、債権者に配当する。
		・裁判所に予納金を納める必要あり。 法人の場合、60万円程度。(債務者側からの申し立 てで、弁護士がついていない場合。債務額にもよる)
特別清算	商法	・対象は清算中の株式会社 ・申立権者は、清算人、監査役、株主 ・清算中の株式会社の清算人が裁判所の監督のもとで 清算手続きを行う。法定多数の債権者の同意を得た協 定案に基づき清算する。 ・予納金は比較的低廉であるが、協定案の可否の見通し が不明確な場合は、破産予納金を納めねばならぬこと もある。

〇県内企業の形態別倒産状況(負債額1千万円以上)

平成26年(1~12月)

形態別	件数		負債総額	
	件	構成比	百万円	構成比
会社更生法	0	0.0%	0	0.0%
民事再生法	2	2.9%	46	0.4%
破産	55	80.9%	10,983	87.5%
特別清算	2	2.9%	783	6.2%
私的整理	9	13.2%	733	5.8%
計	68	100.0%	12,545	100.0%

- ・会社更生法、民事再生法は事業継続を前提にした債務処理です。
- ・特別清算は不動産を含めて清算するので、企業の土地、建物等が残存することはありません。

2 法人破産の流れ

「破産法」に基づく破産手続きは、おおよそ下記の流れで進められます。

1 破産手続き開始の申し立て

- ・ 債務者、債権者等が破産の申立て手続きをすることにより、破産手続き は開始します。
- ・会社の場合、主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所に申立てます。

2 債務者審尋や保全処分

・裁判所が会社の代表者に、負債状況や破産に至った事情等を質問した上 で、以後の財産処分を禁止し、保全命令を出すことがあります。

3 破産手続き開始の決定

- ・裁判所により破産手続きの開始が決定されると、株式会社は法律上解散 し、同時に破産管財人が選任されます。破産管財人も弁護士ですが、申 立て側弁護士とは違い、中立の立場から破産事務を取り扱います。
- ・破産手続き開始決定がなされると、その旨が商業登記簿に記載されます。

4 破産債権の届出・調査・確定、破産財産の管理・換価

- ・債権者は、破産管財人より定められた期間内に、破産債権の届け出をします。届け出られた債権は破産管財人の調査を経た後、確定されます。
- ・破産債権の確定手続きと並行して、破産管財人は破産財団(破産会社の 財産)を調査し、善管注意義務を負いつつ、裁量により、財団の換価つ まり現金化を行います。(不動産や一定価額以上の財産の売却は裁判所 の許可が必要)
- ・この中で、役員等に対する責任追及が行われ、場合によっては損害賠償 請求などが行われることがあります。この役員等からの賠償金も破産財 団に入ります。

5 債権者への配当

- ・破産管財人の裁量により、換価が進んだ破産財団を随時、債権者に配当 していくことが可能です。
- ・破産財団の換価が全て終了した後、届け出をした破産債権者に対して配当が行われます。最後配当は厳格な手続きの下で行われますが、配当金額が少ない場合の簡易配当や、届け出破産債権者全員の同意が得られた場合の同意配当のように、状況に応じた簡易迅速な配当方法を取ることもできます。

6 破産手続き終結の決定

- ・配当が終了した後、債権者の異議申し立て期間が終了したときには破産 手続き終結が決定されます。
- ・破産手続きが終結すれば、会社は消滅し、商業登記簿も閉鎖されます。 なお、閉鎖後も閲覧等は可能です。

■配当の順番

破産管財人が管理・調査した破産財団が換価されると、それぞれの債権者に配当されます。配当については、債権の種類に応じて順番が定められています。

① **財団債権** 破産手続きによらず随時に弁済が原則

具体例→ 破産管財人の報酬、財団管理費用(交通費、通信費等)、納期限から 1年以内の税金・社会保険料等、破産手続き開始前の3ヵ月間の給料債 権、退職金等

② **優先的破産債権** 財団債権とならない租税等債権や労働債権等

具体例→ 納期限から1年以上経過している税金・社会保険料等、未払いの給料 (財団債権となるもの以外の給料)、退職金の一部等

③ 一般的破産債権

具体例→ 貸付金や売掛金などの債権

④ 劣後的破産債権

具体例→ 破産手続き開始決定後の利息、遅延損害金、延滞税、加算税、罰金、過料等

・ただし、破産する会社が持っている破産財団の中の特定財産について別 除権(典型的には抵当権など)が設定されている場合には、破産手続き とは関係なく、任意売却や抵当権の実行等により債権を回収できます。

3 破産手続きの終了原因

・実際の破産事件においては、上記のような一般債権者までの配当がなされ、 終結に至る例は少なく、会社の破産においても、財団債権までの弁済で破 産手続きを終える、いわゆる「異時廃止」となる事案が多い現状です。

同時廃止

- ・債務者に換価する程の財産がないことがはじめから明らかな場合に、破産 手続き開始決定と同時に、破産管財人を選任することなく破産手続きを終 えてしまうことです。
- ・個人が自己破産手続きを行う場合、財産がほとんどないのが通常ですので、 約90%がこの同時廃止になっています。
- ・法人または個人事業者の場合は原則、同時廃止になることは少なく、破産 管財人が選任され、管財事件となります。

異時廃止

- ・税金、社会保険料、未払い賃金等の財団債権合計額が、破産管財人において 調査、回収した資産を上回っている場合には、貸付金や売掛金等の債権を有 する一般債権者には配当することができません。
- ・このような場合、破産手続き開始決定が出た後、「破産財団をもって破産手続きの費用を支弁するのに不足する」との理由から、異時破産手続廃止決 定が出され、破産事件は終了します。
- ・破産手続き開始決定と廃止との間に時間的ズレがあるので、異時廃止と言います。

4 破産手続きにおける不動産の取り扱い

- ・法人所有の土地や建物については、通常、抵当権や根抵当権が設定されて おり、破産管財人が裁判所の許可や抵当権者の承諾を得た上で、任意売却 を行うのが一般的です。
- ・この際、売却額はまず抵当権の被担保債権への弁済に充てられ、残額があれば、破産財団に組み込まれることになります。

- ・なお、任意での買い手が見つからない場合は、抵当権者等が直接、裁判所 に担保権の実行を申し立て、不動産競売に付すこともあります。
- ・任意売却や競売で換価、処分できなければ、裁判所の許可を得て、破産財団から放棄され、破産手続き終了後も残存することになります。

5 破産手続き終結後の不動産の処理

- ・破産終了後、換価されず残った土地や建物について、後発的な処理を行う 場合は下記の手続きが必要となります。
 - ◆不動産競売の実施(抵当権の実行)…「特別代理人」の選任申し立て
 - → 抵当権者は裁判所に不動産執行を申し立てる際、この執行に係る 通知の名宛人となる「特別代理人」選任を申し立てることが必要
 - ◆任意売却…「清算人」の選任申し立て
 - ◆建物の解体、補修等…「清算人」の選任申し立て

「清算人」とは

- ・利害関係人からの申し立てを受けて、裁判所が選任します。
- ・中立性を確保するため、清算人は原則として弁護士が選任されます。
- ・申し立てにおいては、清算人に対する報酬・費用の支払いに充てるため、 予納金の納付が必要となります。
- ・予納金額は事案(清算人の行う清算事務の内容)によって異なりますが、 不動産の任意売却を目的とする申し立ての事案では20万円から50万円 程度が多いということです。
- ・利害関係人については、残存不動産を買受けたい人、残存建物の敷地所有 者等が考えられ、地元自治体もなり得る可能性があります。

会社法

(清算会社の能力)

第476条 前条の規定により清算をする株式会社(以下「清算株式会社」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなす。

(清算人の就任)

- 第478条 次に掲げる者は、清算株式会社の清算人となる。
 - ー 取締役(次号又は第3号に掲げる者がある場合を除く。)
 - 二 定款で定める者
 - 三 株式会社の決議によって選任された者
- 2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は利害関係人の申し立てにより 清算人を選任する。

(清算人の職務)

- 第481条 清算人は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の分配

■法人所有であった空き建築物に係るQ&A

- 1 会社が倒産して破産手続きも終了していますが、会社が所有していた建物が廃屋となって残っています。なぜ、このようなことが起こるのでしょうか。
 - ・通常、会社の事務所ビルや工場等の建物は、抵当権等が付いている例がほ とんどであり、倒産した場合、破産手続きの中で、任意売却なり競売で換 価されます。
 - ・しかし、建物の利用価値がなく買い手が現れないような場合、破産財団から放棄され、破産手続きも終了して建物だけが残ることがあります。

2 このような場合、建物の適正管理を誰に言えばよいのでしょうか。

- ・法人の破産手続きが終結すれば、法人格は消滅します。 つまり会社は消滅 して無くなります。
- ・しかし、会社法人が消滅しても建物等が残る場合、清算法人は存続するものと観念されるので、強いて言えば、残った建物は清算法人の所有と考えられます。
- ・ただし、この清算法人は清算を行う能力しか有していないので、建物の管理を指示しても実効性はありません。

3 破産管財人に管理責任はないのでしょうか。

- ・破産管財人の職務は、破産手続きにおいて、財産を管理し、処分・換価して、債権者への公平・公正な配当を実現することです。
- ・破産手続が終了すれば、破産管財人の破産者財産に対する管理義務はなくなります。
- ・また、破産手続き中であっても、財産が財団から放棄されれば、破産管財 人の管理義務はなくなります。

- 4 建物には抵当権が設定されています。抵当権者に管理を行う義務はないのでしょうか。
 - ・抵当権者に建物の管理責任を法的に問うことは無理です。
 - ・価値のある建物であれば、抵当権者に競売にかけてもらい、買い手である 新所有者に適正管理を命令等する方法はあるかと思います。
- 5 元の会社社長に建物の管理責任を問えないでしょうか。
 - ・会社である法人と社長個人は別人格であり、道義的責任を云々するのはと もかく、元の社長個人に法律上の責任を追及することは不可能です。
- 6 この建物の敷地は元の会社社長の個人名義です。社長個人に残った建物の管理責任はないのでしょうか。
 - ・空家対策推進法における「空家等」には住宅だけでなく、事務所ビルや工 場などの空き建築物も含まれます。
 - ・同法における空家等の管理責務は空家等の所有者または管理者となっています。
 - ・事例のような敷地の所有者がこの「空家等の管理者」と言えるかどうかについては、積極に解するのは難しいと考えられます。

空家等対策の推進に関する特別措置法案

(定義)

- **第2条** この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

・一方、民法にも工作物責任の規定があり、工作物の瑕疵により他人に損害を生じたときは、工作物が存する土地の所有者にも賠償責任が発生する可能性はあるので、この条項を根拠に土地所有者に建物の管理を求める余地はあります。

民法

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

- 第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。
- 7 建物の敷地が第三者である個人(会社とは無関係)の場合、この個人に上記のような責任追及が出来るのでしょうか。
 - ・元社長と違い、このような個人は地代が入らないなど被害者的な立場になる場合が多く、現実的にはなかなか難しいと思われますが、法律的には上記のような考え方で責任追及の余地はあります。
- 8 建物の敷地が破産した会社の所有の場合はどうでしょうか。
 - ・所有者である会社が消滅しているので、敷地所有者にも責任追及できないということです。
- 9 会社が倒産し建物が放置された例で、会社が破産手続きを行わずに登記簿 上は存在しているが、取締役などは行方不明であるような場合、建物を解体 するにはどのような手続きが必要でしょうか。
 - ・いまだ会社が存在しているのであれば、敷地の地権者であっても勝手に壊 すことは法律上許されません。

・敷地の地権者において、賃貸料が入らない等不利益があるとして「建物収去・土地明け渡し」訴訟を提起し、判決を受けてから、建物解体を代替執 行することになります。

10 費用負担の問題は別にして、地元自治体において、倒産した会社の廃屋を除却するにはどうしたらいいでしょうか。

- ・破産手続きが終結しているのであれば、清算人を立て、清算人において廃 屋を解体する、または建物を自治体に寄付してもらった上で解体する、あ るいは清算人を名宛人に除却を命令した上で、行政代執行をかける方法が あります。
- ・破産手続きが行われておらず法人格が残ったままであれば、法人を相手として、一連の行政代執行の手続きを踏めば、除却が可能です。このとき、建物に抵当権など私法上の権利が付着していても、行政庁が適法に代執行の手続きを行っていれば、法的に賠償義務を負うことはありません。(ただし、これら権利者には、除却を代執行する旨を事前に通知することが望ましいと考えられます。)